日本版スチュワードシップ・コードに対する取組みの自己評価
（2025年10月から2026年9月）

原則	項目	自己評価 （活動実績およびコメント）	関連するHPリンク
原則1	**方針の策定及び開示**	• JPモルガン・アセット・マネジメント株式会社（以下「当社」といいます。）は2014年5月に日本版スチュワードシップ・コードの受け入れを表明して以来、当社の「日本版スチュワードシップ・コードに対する取組み」（以下「取組み」といいます。）に基づいて、各原則についてコンプライまたはエクスプレインしています。取組みはホームページ上で公表しています。また、2025年7月7日に日本版スチュワードシップ・コード第三次改訂版への対応を公表しました。 • 当社を含むJPモルガン・グループのアセット・マネジメント部門（以下「当社グループ」といいます。）は、サステナブル・インベスティング＆スチュワードシップ部門内にインベストメント・スチュワードシップチームを設け、各主要運用拠点においてスチュワードシップ活動を統括し推進する体制を整えています。議決権行使やエンゲージメントの重要性が高まる中、スチュワードシップチームの人員をグローバルで拡充しており、2026年9月時点でグループ全体で38名のスチュワードシップ担当者が在籍しています。当社では4名のスチュワードシップ担当者が、グローバルのスチュワードシップチームと連携しながら、ポートフォリオ・マネジャー、アナリストなどの運用担当者と協働して投資先企業へのエンゲージメントを推進しています。当社は当社グループの海外拠点の担当部署とスチュワードシップ活動に関するベスト・プラクティスを共有しながら活動しています。 • 当社グループでは、ESGに関する委員会としてサステナブル・インベスティング監督委員会（SIOC:Sustainable Investing Oversight Committee）、および インベストメント・スチュワードシップ監督委員会（ISOC:Investment Stewardship Oversight Committee）を設置しており、サステナブル・インベスティング＆スチュワードシップ部門のグローバル責任者が議長を務めています。SIOCおよびISOCは、アセット・マネジメントビジネス全体にわたる運用リスクとコントロール環境を監督するAM BCC（Asset Management Business Control Committee）にレポートしています。 • SIOCはサステナブル投資の戦略的な監督、効果的な意思決定、レビューなどの機能を有し、関連する方針、目標及びパフォーマンス等を監督しています。サステナブル・インベスティング＆スチュワードシップ部門のグローバル責任者が議長を務め、各運用部門のチーフ・インベストメント・オフィサー（CIO）、リスク、コンプライアンスなどのコントロール部門の責任者によって構成されています。ISOCはスチュワードシップに関する戦略的な監督、レビューなどを主に行います。サステナブル・インベスティング＆スチュワードシップ部門のグローバル責任者が議長を務め、各運用部門のCIO、スチュワードシップのグローバル責任者、地域責任者、リスク、コンプライアンスなどのコントロール部門の責任者によって構成されています。 • SIOC及びISOCは実効性を担保するため、必要と判断される場合に柔軟に任務を修正しながら監督責任を果たすことが可能な体制を維持しています。また、ISOCの下には4つの地域別議決権行使委員会を設置し、地域ごとの議決権行使活動に関する監督を行っています。地域別議決権行使委員会では、各運用チームの責任者がエンゲージメント活動に対する戦略的な監督を担い、スチュワードシップ活動の実効性や主要指標のモニタリングを実施しています。当該期間においてSIOCは6回委員会を開催し、ISOCは2回委員会を開催しました。 • 当社グループは国連による「責任投資原則」（United Nations Principles for Responsible Investment）に2007年2月に署名しています。 *以上のことから、原則1への対応は適切に行われていると評価します。*	日本版スチュワードシップ・コードに対する取組み

J.P.Morgan
ASSET MANAGEMENT

日本版スチュワードシップ・コードに対する取組みの自己評価
（2025年10月から2026年9月）

原則	項目	自己評価 （活動実績およびコメント）	関連するHPリンク
原則2	**利益相反管理**	• 当社は、J.P.モルガン（当社、JPモルガン証券株式会社、JPモルガン・チェース銀行東京支店、JPモルガン・マンサール投信株式会社）の「顧客本位の業務運営に関する原則」に掲げる基本原則において、「取引においてお客様との利益相反の可能性のある取引を適切に管理すること」、「適切なガバナンス体制を維持すること」を掲げています。 • 当社の「お客様本位の業務運営に関する方針および取組み状況」において、当社は取引におけるお客様との利益相反の可能性を可能な限り詳細に把握し、かつその可能性がある場合には適切に管理するために「利益相反管理の取組み」を定め、取組み状況について公表しています。 • 当社は、「日本版スチュワードシップ・コードに対する取組み」で、議決権の行使における利益相反に対応するための類型化された方針を具体的に定め、ホームページ上で公表しています。 • 四半期ごとに開催する議決権行使委員会で、利益相反が懸念される議決権行使をレビューしました。2025年7月から2026年6月に開催された株主総会での議決権行使判断について、利益相反が懸念される事例の報告はありませんでした。 *以上のことから、原則2への対応は適切に行われていると評価します。*	J.P.モルガン　顧客本位の業務運営に関する原則 お客様本位の業務運営に関する方針および取組み状況 利益相反管理の取組み 日本版スチュワードシップ・コードに対する取組み

日本版スチュワードシップ・コードに対する取組みの自己評価（2025年10月から2026年9月）

原則	項目	自己評価（活動実績およびコメント）	関連するHPリンク
原則3・4	投資先企業の状況把握とエンゲージメント	• 当社のポートフォリオ・マネジャー、アナリスト、スチュワードシップ担当者は、投資先企業と様々な形で対話、情報収集を行っています。企業説明会やスモールミーティングへの参加、経営陣（トップマネジメント）や社外取締役、IR担当者との個別面談、電話取材、Eメールでの情報交換などを通じて、状況の把握に努めております。 • 当社グループは、エンゲージメントの焦点を明確にするため、企業価値への重要性の観点から、スチュワードシップ上の課題を定めています。運用戦略上の重要性やアナリストによる分析・評価を踏まえ、エンゲージメント対象企業を特定し、エンゲージメントを行っています。その成果を検証し、進捗を把握することで、エンゲージメントの実効性を高めています。 • 当社グループは、主要運用拠点にエンゲージメント・ワーキンググループを設け、エンゲージメント対象企業の選定ならびに進捗管理や成果向上に努めています。当社のエンゲージメント・ワーキンググループには、CIO、投資調査部長、主要戦略の運用担当者、スチュワードシップ担当者が参加し、エンゲージメントにおける連携を深めています。2025年は運用戦略上の重要性ならびに優先事項への関連性やアナリストの評価に照らして、重点的に取り組むべき喫緊のESG課題があると判断したフォーカス・リスト企業33社を選定し、集中的なエンゲージメントを実施しています。 • 2025年は当社グループのグローバル全体で1300社以上の企業とESGに関するエンゲージメントを実施しました。そのうち、インベストメント・スチュワードシップ部が定期的にエンゲージメントを実施し、その成果及び進捗状況をマイルストーンに基づいて管理しているフォーカス・リスト企業は150社以上に及んでおります。フォーカス・リスト企業に対する具体的なアプローチやエンゲージメント事例については、2025年のインベストメント・スチュワードシップ・レポート（英語のみ）に記載しております。 • 当社は、エンゲージメントに際し、投資先企業からの求めに応じて、当社グループが前四半期末時点で保有していた株式の状況について回答しました。 • 対話については自社独自の活動を優先していますが、投資先企業の企業価値向上に向けた取組みを促すために、協働エンゲージメントも行います。当社は、エンゲージメントの成果向上を目的に、30% Club Japanのインベスターグループ[*1]、Asian Corporate Governance Association (ACGA)[*2]、Asia Investor Group on Climate Change（AIGCC）[*3]のジャパン・ワーキング・グループなどの協働イニシアティブに参加し、投資先企業に働きかけています。 *1 30% Club Japan（企業の重要意思決定機関における女性割合の向上を目的としたキャンペーン） *2 ACGA（企業のコーポレート・ガバナンスのあり方について各種提言を行う協会） *3 AIGCC（気候変動に関する投資家グループ、ベストプラクティスの共有やエンゲージメント、政策提言などで協働するプラットフォームを提供する）	2025年インベストメント・スチュワードシップ・レポート（英語）

J.P.Morgan
ASSET MANAGEMENT

日本版スチュワードシップ・コードに対する取組みの自己評価
（2025年10月から2026年9月）

原則	項目	自己評価 （活動実績およびコメント）	関連するHPリンク
原則3・4	投資先企業の状況把握とエンゲージメント	• *ご参考：エンゲージメントの事例* *消費財メーカーAは、アクティビスト投資家Bによるキャンペーンを受けて2026年4月に臨時株主総会を開催しました。アクティビストの要求事項は、パーム油サプライチェーンにおける同社のサステナビリティリスク管理に関して、独立した第三者調査を実施することであり、調査により①森林破壊や人権侵害の疑いのある調達先との取引関係、②苦情処理メカニズムの対象範囲、③役員報酬における利益相反の可能性を検証したいと主張しました。* *当社では、かねてよりAとサプライチェーン管理およびガバナンス体制について議論を重ねてきましたが、高リスクのパーム油サプライヤーと指摘を受けた8社のうち、実際の取引が発生していた2社について、すでに第三者機関による調査が進行中であったこと、小規模パーム農園との直接対話・能力向上支援プログラムを通じたトレーサビリティ向上のためのアクションも講じられていることを新たに確認しました。他方、苦情処理メカニズムの運用状況や開示の方法については、誤解を招きやすい状況であることを指摘し、改善余地が大きいことを説明しました。* *ガバナンス面では、役員報酬の決定プロセスにおける利益相反管理の必要性について議論し、独立役員による監督の重要性を念押ししました。同社は報酬決定プロセスの開示改善に前向きな姿勢を示し、投資家のフィードバックを反映して、報酬委員会の体制も今後見直していく考えを示しました。* *エンゲージメントを通じて、当社は消費財メーカーAがサプライチェーン管理および情報開示上の課題を認識し、改善に向けた対応を進めていることを確認しました。そのため、アクティビストBが要求する追加調査は現時点では不要であると判断しました。なお、この株主提案は2026年4月の臨時株主総会において、可決の条件である出席した株主の議決権の過半数には満たなかったものの、30.3％の賛成を獲得しました。当社は今後もサプライチェーン管理およびガバナンスの向上に向けて対話を継続していきます。*	

日本版スチュワードシップ・コードに対する取組みの自己評価
（2025年10月から2026年9月）

原則	項目	自己評価 （活動実績およびコメント）	関連するHPリンク
原則3・4	投資先企業の状況把握とエンゲージメント	• *ご参考：エンゲージメントの事例* *金融持株会社Cでは、人的資本戦略の方向性は概ね適切なものの、若手人材の獲得・定着や専門人材の育成に関しては、変革のスピードを高める余地がありました。特に、若手人材の獲得・定着の強化と、今後の競争力を支える専門人材の拡充が重要なテーマであり、今後どの程度の若手および専門人材を必要とするのか、その人員計画と採用・育成・定着方針をより具体的に示すよう求めました。また、専門性の高い人材の育成と幅広い業務経験を持つ人材の育成という、双方の目標実現に向けた適切なバランスを実現するための施策についても意見交換を行いました。* *同社は近年、成果に基づく報酬制度の導入や年功的な処遇の見直しを進めるとともに、大学との接点強化を通じて新卒採用の拡大に取り組んでいます。その結果、新卒採用数は目標を上回るなど一定の改善が見られました。また、専門性が求められる分野では職務型雇用を導入し、専門人材が継続的に特定キャリアを積んでいくための環境整備を進めています。* *加えて、同社は一般職と総合職の区分を廃止し、従来は主に女性が従事していた一般職を総合職へ移行させることで、男女間賃金格差の縮小を進めています。一般職の廃止の取り組みは国内企業の中でも先進的な事例と評価され、今後さらなる改善が期待されます。一方で、全ての従業員がキャリア形成を継続できる環境を実現するためには、付加価値の低い業務の削減や業務効率化を進めることが重要であると考えます。当社は、同社の人的資本戦略の進捗を引き続きモニタリングするとともに、人材関連指標・目標の開示拡充を促しながらエンゲージメントを継続していきます。*	

日本版スチュワードシップ・コードに対する取組みの自己評価
（2025年10月から2026年9月）

原則	項目	自己評価 （活動実績およびコメント）	関連するHPリンク
原則3・4	投資先企業の状況把握とエンゲージメント	• *ご参考：エンゲージメントの事例* *インターネット銀行Dでは、2025年に公表された企業再編に関し、少数株主保護の観点からグループ・ガバナンス上の課題が懸念されました。当社は経営陣および社外取締役との対話を通じて、特別委員会の運営状況、取締役の独立性、株式交換比率の妥当性について議論しました。* *同社は外部アドバイザーの支援のもと特別委員会を設置し、複数回にわたる審議を実施するなど、公正性確保に向けた対応を行いました。しかし、少数株主による承認手続き（マジョリティ・オブ・マイノリティ）は採用されず、少数株主保護のための措置は十分とは言えませんでした。また、特別委員会の企業価値評価に関する専門性も十分ではなく、独自の評価基準の設定や前提条件の検証も限定的で、外部アドバイザーの評価レンジへの依存度が高い点が課題でした。株式交換比率の検証においては、一株当たり利益（EPS）の改善効果が重視された一方で、その実現時期やシナジー創出の確実性に関する検証は限定的でした。そのため、少数株主が不確実な将来価値を先取りして負担するリスクが十分に検討されたとは言い難い状況でした。これらの課題は、特別委員会のバリュエーション専門性の不足やサポート体制の欠如に起因していると考えられます。委員会メンバーは株式評価に関する十分な知見やリソースを持たず、重要な論点への異議申し立ても不十分でした。* *再編後に主要株主となる企業と関係を有する取締役や、案件アドバイザーとつながりのある候補者の選任プロセスについても議論を行いました。形式的な独立性要件は満たしているものの、関連当事者取引においては実質的な独立性に加え、市場からの信頼を確保することが重要であるとの考えを伝えました。* *2026年6月の定時株主総会では、当社は再編に関連する議案および一部取締役選任議案に反対しました。議案はいずれも可決されたものの、関連議案に対する少数株主からの支持率は低い水準に留まり、少数株主保護に対する市場の懸念が示されました。当社は今後も、関連当事者取引における少数株主保護の強化、取締役会および特別委員会の実効性向上に向けたエンゲージメントを継続していきます。* その他のエンゲージメント事例については、2025年のインベストメント・スチュワードシップ・レポートに記載しております。 *以上のことから、原則3及び4への対応は適切に行われていると評価しております。*	2025年インベストメント・スチュワードシップ・レポート（英語）

日本版スチュワードシップ・コードに対する取組みの自己評価
（2025年10月から2026年9月）

原則	項目	自己評価 （活動実績およびコメント）	関連するHPリンク
原則5	議決権行使	• 当社は、資産運用業務における受託者責任の一環として、議決権の行使に際して投資対象企業におけるコーポレートガバナンスを適切に評価し、中長期的な株主利益の最大化を目指します。議決権行使の方針を明確に定め、毎年見直しを行い、ホームページ上に公表しています。 • 投資先企業の株主総会においては、当社の議決権行使ガイドラインに沿って、ポートフォリオ・マネジャーやアナリストなどの運用担当者とスチュワードシップ担当者が協議し、議決権行使の判断を行っています。当社は、運用業務、エンゲージメント活動及び議決権行使を一体的に位置付けており、運用担当者自身が総合的な判断に携わる体制としています。スチュワードシップ活動において重点的に取り組む課題を設定する等により、企業とのエンゲージメントを強化し、投資先企業に対する理解を深め、議決権行使の判断にも活かしています。 • 当社は、議決権行使を監督し、方針を決定する場として、議決権行使委員会を設けています。同委員会は、インベストメント・スチュワードシップ部長が議長を務め、運用部門及び内部管理部門の代表者により構成されており、当社グループのグローバルインベストメント・スチュワードシップ統括責任者も招集することで、当社における活動と当社グループ全体の活動の整合性を確認しています。内部管理部門が行う顧客・取引先企業等に対する議決権行使判断のモニタリングの結果も同委員会に報告されます。 • 当該期間においては、下記を行いました。 　• 議決権行使委員会を計5回開催 　• 2026年4月1日付けで議決権行使ガイドラインを改定 　1. 剰余金分配（配当）に関する取締役会決議を認める定款の変更：剰余金分配（配当）に関する取締役会決議への委譲について、従来から例外事由としていた不測の事態への対応に加え、株主総会前の有価証券報告書開示に伴う総会日の後ろ倒しによる配当支払いの遅延回避など、近年の実務上の要請を反映することとしました。このため、剰余金分配（配当）に関する取締役会決議を認める定款の変更議案については画一的に判断せず、株主還元実績や取締役会の独立性等を踏まえ、個社ごとに総合的に判断する方針へと見直しました。 　2. 取締役会の構成：取締役会の独立性や多様性が不十分である場合について、従来は代表取締役を反対票の対象としていましたが、取締役会の実効性向上を促す観点から、必要に応じて代表取締役以外の取締役についても反対票を投じる場合もある旨を明確化しました。 • 議決権行使結果は、総会の開催された四半期の翌四半期に、個別企業・個別議案毎にホームページに公表します。 *以上のことから、原則5への対応は適切に行われていると評価しております。*	議決権行使に関する基本的考え方（ガイドライン） 2026年4～6月株主総会　議案別議決権行使指図結果／個別銘柄の行使判断の開示（概況） 2026年4～6月株主総会　議案別議決権行使指図結果／個別銘柄の行使判断の開示（データ） 2026年1～3月株主総会　議案別議決権行使指図結果／個別銘柄の行使判断の開示（概況） 2026年1～3月株主総会　議案別議決権行使指図結果／個別銘柄の行使判断の開示（データ） 2025年10～12月株主総会　議案別議決権行使指図結果／個別銘柄の行使判断の開示（概況） 2025年10～12月株主総会　議案別議決権行使指図結果／個別銘柄の行使判断の開示（データ）

日本版スチュワードシップ・コードに対する取組みの自己評価
（2025年10月から2026年9月）

原則	項目	自己評価 （活動実績およびコメント）	関連するHPリンク
原則6	**顧客・受益者への報告**	• 顧客向けスチュワードシップ活動報告を要望に応じて年に1回以上行っています。この際の報告資料は、顧客のニーズに合わせて、個別に対応することに努めています。 • スチュワードシップ・コードに対する取組みの自己評価をホームページ上で公表し、加えて「お客様本位の業務運営に関する方針および取組み状況」においてもスチュワードシップ活動について報告します。 • 当社グループ全体でのスチュワードシップ活動については、年次のインベストメント・スチュワードシップ・レポートに掲載し、ホームページ上に公表しています。 *以上のことから、原則6への対応は適切に行われていると評価しております。*	お客様本位の業務運営に関する方針および取組み状況 2025年インベストメント・スチュワードシップ・レポート（英語）

日本版スチュワードシップ・コードに対する取組みの自己評価（2025年10月から2026年9月）

原則	項目	自己評価（活動実績およびコメント）	関連するHPリンク
原則7	対話の実力向上	• 当社は、エンゲージメントの成果向上に向けて、進捗状況や成果をマイルストーンにより把握し管理しています。エンゲージメントの内容は、当社グループの共通のプラットフォームに記録し、四半期毎にエンゲージメント実績を確認するとともに、年末にレビューを実施し、その結果と分析をインベストメント・スチュワードシップ・レポートに記載し、継続的な成果向上に努めています。 • スチュワードシップ責任を果たす上で、専門知識の習得機会を増やすことにも注力しており、外部の専門家との対話やセミナー参加等にも努めています。スチュワードシップ担当者は、企業価値にとって重要なスチュワードシップ課題について、重点テーマごとにグローバルベストプラクティスやエンゲージメント・アプローチの研究を継続的に行うとともに、グローバル共通のエンゲージメント研修やオフサイトでの実践的なトレーニング機会を通じて担当者の専門性の強化を図り、スチュワードシップ活動の質のさらなる向上に努めています。 • 投資先企業との対話を建設的なものとするため、投資先企業及び事業環境に関する理解を深めるように継続して努めています。とくに、アクティブ資産運用機関の強みを最大限生かすため、担当アナリスト及びポートフォリオ・マネージャーと必要に応じて事前・事後打ち合わせを行い、財務上・運用戦略上当社が重要と考えるスチュワードシップ課題を特定し、協力して働きかけるように努めています。また、エンゲージメントを通じて得られた知見や成果は運用アナリストによるESG評価チェックリストに反映されており、スチュワードシップ活動と投資判断との一層の連携強化および一貫性の向上を図っています。 • 企業への働きかけが具体的な変化をもたらすには時間を要するものの、中長期的な視点に基づく企業への働きかけを粘り強く継続することが、企業価値の向上に広く繋がるものと認識しており、今後もより効果的な対話を目指して活動を続けることが重要だと考えます。経営陣を中心とする企業との直接対話を継続的に行うなかで、当社の問題意識を明示し、共有する努力を行っています。適切な取締役会の構造や、株主還元を含む資本生産性に関する考え方、サステナビリティへの対応も含めた対外コミュニケーションのあり方など、企業に姿勢の変化を促すには継続的な対話を根気よく続けることの必要性を感じています。 *以上の取組みから、原則7への対応は適切に行われていると評価しております。*	2025年インベストメント・スチュワードシップ・レポート（英語）